



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）5月16日  
第1727号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

| 番号 |                            | ページ |
|----|----------------------------|-----|
| 34 | 和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則     | 2   |
| 35 | 和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 | 2   |

### 【告示】

|     |                                                                |   |
|-----|----------------------------------------------------------------|---|
| 200 | 公示送達（令和3年度第8期及び第9期国民健康保険料督促状）                                  | 3 |
| 201 | 地縁による団体の告示された事項の変更の届出                                          | 3 |
| 202 | 後期高齢者医療保険料の収納事務委託                                              | 3 |
| 203 | 国民健康保険料の収納事務委託                                                 | 4 |
| 204 | 地縁による団体の告示された事項の変更の届出                                          | 4 |
| 205 | 自転車等の移動及び保管                                                    | 4 |
| 206 | 自転車等の移動及び保管                                                    | 5 |
| 207 | 放置自転車等の処分                                                      | 6 |
| 208 | 公示送達（令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書）                                    | 6 |
| 209 | 地縁による団体の告示された事項の変更の届出                                          | 7 |
| 210 | 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出                                         | 7 |
| 211 | 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出                                         | 7 |
| 212 | 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出                                     | 8 |
| 213 | 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定                                       | 8 |
| 214 | 介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定                                    | 8 |
| 215 | 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定                                          | 9 |
| 216 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定<br>障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出 | 9 |
| 217 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定<br>障害福祉サービス事業者の指定         | 9 |

### 【公告】

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| ○ | 開発行為に関する工事の完了                   | 10 |
| ○ | 建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取          | 10 |
| ○ | 道路位置の指定                         | 11 |
| ○ | 道路位置の指定                         | 11 |
| ○ | 樹木等処分委託三田地区田尻から三田地区和田までの一般競争入札  | 11 |
| ○ | 樹木等処分委託野崎地区福島から紀伊地区府中までの一般競争入札  | 13 |
| ○ | 樹木等処分委託直川地区直川の一般競争入札            | 15 |
| ○ | 和歌山市あいあいセンター空調設備更新工事設計業務の一般競争入札 | 17 |
| ○ | 三沢第4団地外壁改修その他工事設計業務の一般競争入札      | 19 |
| ○ | 岩橋第5団地外壁塗装改修外工事設計業務の一般競争入札      | 20 |

|                                     |         |    |
|-------------------------------------|---------|----|
| ○ 扇の芝建物移転等補償調査業務委託その2の一般競争入札        | （建設総務課） | 22 |
| ○ 扇の芝建物移転等補償調査業務委託その1の一般競争入札        | （建設総務課） | 24 |
| ○ 有本中島線建物移転等補償調査業務委託その2の一般競争入札      | （建設総務課） | 26 |
| ○ 有本中島線建物移転等補償調査業務委託その1（再算定）の一般競争入札 | （建設総務課） | 27 |
| ○ 有本中島線建物移転等補償調査業務委託その3（再算定）の一般競争入札 | （建設総務課） | 29 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了                     | （都市計画課） | 31 |

**【 選挙管理委員会告示 】**

|               |              |    |
|---------------|--------------|----|
| 10 選挙管理委員会の招集 | （選挙管理委員会事務局） | 31 |
|---------------|--------------|----|

**【 教育委員会告示 】**

|            |         |    |
|------------|---------|----|
| 7 教育委員会の招集 | （教育政策課） | 32 |
|------------|---------|----|

**【 農業委員会公告 】**

|                |            |    |
|----------------|------------|----|
| ○ 農業委員会総会の招集   | （農業委員会事務局） | 32 |
| ○ 農用地利用集積計画の縦覧 | （農業委員会事務局） | 33 |

**【 企業局告示 】**

|                                  |         |    |
|----------------------------------|---------|----|
| 14 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者  | （企業総務課） | 33 |
| 15 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 | （企業総務課） | 33 |

**【 規 則 】**

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第34号**

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和2年度以前分」を「令和3年度以前分」に、「令和3年4月以後」を「令和4年4月以後」に、「令和3年中」を「令和4年中」に、「令和2年中」と、「令和3年中」と、「」に改める。

附則第13項中「令和3年度」を「令和4年度」に改める。

別記様式第45号中「令和2年」を「令和3年」に、「令和3年」を「令和4年」に改める。

別記様式第46号中「令和2年中」を「令和3年中」に、「令和2年1月から令和2年12月まで」を「令和3年1月から令和3年12月まで」に、「令和3年 1月」を「令和4年 1月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第11項及び第13項、別記様式第45号並びに別記様式第46号の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第45号及び別記様式第46号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和4年5月16日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第35号**

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和2年度以前分」を「令和3年度以前分」に、「令和3年4月以後」を「令和4年4月以後」に、「令和3年中」を「令和4年中」に、「とあるのは「令和2年中」を「とあるのは「令和3年中」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年5月16日揭示済)

**【 告 示 】****和歌山市告示第200号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年5月9日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度    | 期(月)別      | 種別      | 備考                        |
|-------|------------|---------|---------------------------|
| 令和3年度 | 第8期<br>第9期 | 国民健康保険料 | 督促状の指定納期限を令和4年5月19日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和4年5月9日揭示済)

**和歌山市告示第201号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月11日

和歌山市長 尾花正啓

| 区分        | 変更事項       | 変更前                  | 変更後                                  | 変更年月日     |
|-----------|------------|----------------------|--------------------------------------|-----------|
| 湊地区第七区自治会 | 代表者の氏名及び住所 | 有田眞一<br>和歌山市湊5丁目3-35 | 宇治田 明史<br>和歌山市湊5丁目3-15<br>コーポウジタ101号 | 令和4年4月24日 |

(令和4年5月11日揭示済)

**和歌山市告示第202号**

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条に基づき、和歌山市後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条の規定により告示する。

令和4年5月12日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 委託先 東京都千代田区一番町21番地  
株式会社アイティフォー  
代表取締役 佐藤恒徳

(令和4年5月12日揭示済)

**和歌山市告示第203号**

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2に基づき、和歌山市国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示する。

令和4年5月12日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 委託先 東京都千代田区一番町21番地  
株式会社アイティフォー  
代表取締役 佐藤恒徳

(令和4年5月12日揭示済)

**和歌山市告示第204号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月12日

和歌山市長 尾花正啓

| 区分        | 変更事項       | 変更前                     | 変更後                     | 変更年月日    |
|-----------|------------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 宮前第13区自治会 | 代表者の氏名及び住所 | 宇治田力造<br>和歌山市杭ノ瀬366番地の4 | 三谷浩史<br>和歌山市杭ノ瀬354番地の12 | 令和4年4月1日 |

(令和4年5月12日揭示済)

**和歌山市告示第205号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年5月12日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所              | 移動し、保管した年月日                 |
|------------------------|-----------------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年4月8日、同月15日、同月23日及び同月28日 |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和4年4月7日及び同月27日             |
| J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域   | 令和4年4月7日及び同月27日             |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域   | 令和4年4月19日                   |
| 南海和歌山大学駅前周辺自転車等放置禁止区域  | 令和4年4月5日                    |

- 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

- 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車                           | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年5月12日揭示済)

## 和歌山市告示第206号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年5月12日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所                | 移動し、保管した年月日                                                        |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、中島448付近 | 令和4年4月4日、同月5日、同月6日、同月8日、同月15日、同月18日、同月19日、同月21日、同月25日、同月26日及び同月28日 |

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 自転車                | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

大型自動二輪車

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年5月12日揭示済)

## 和歌山市告示第207号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年5月12日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和4年5月13日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所              | 移動し、保管した年月日       | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和3年12月18日及び同月24日 | 令和4年1月12日         |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和3年12月23日        | 令和4年1月12日         |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域   | 令和3年12月21日        | 令和4年1月12日         |
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場       | 令和3年12月16日及び同月22日 | 令和4年1月12日         |

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年5月12日揭示済)

## 和歌山市告示第208号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年5月13日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納期限 令和3年度第1期分から第4期分までの納期限は、令和4年5月31日とする。  
(別紙省略)

(令和4年5月13日揭示済)

## 和歌山市告示第209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月13日

和歌山市長 尾花正啓

| 区分            | 変更事項       | 変更前               | 変更後               | 変更年月日    |
|---------------|------------|-------------------|-------------------|----------|
| 和歌山市貴志地区東出自治会 | 代表者の氏名及び住所 | 高橋 昭<br>和歌山市栄谷594 | 高塚清治<br>和歌山市栄谷587 | 令和4年4月2日 |

(令和4年5月13日揭示済)

## 和歌山市告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号  | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                  | サービスの種類 | 廃止年月日     |
|------------|------------|----------------------------------------------|---------|-----------|
| 3070112143 | 株式会社夢の里    | ヘルパーステーションシオン<br>和歌山市岩橋1504-4                | 訪問介護    | 令和4年4月23日 |
| 3070103878 | 有限会社恵万     | 和（なごみ）ヘルパーステーション<br>和歌山市小雑賀3丁目2-7 アプリリアM201号 | 訪問介護    | 令和4年4月30日 |
| 3070106459 | 社会福祉法人弘心会  | ほうらい苑デイサービスセンター<br>和歌山市新和歌浦2-9               | 通所介護    | 令和4年4月30日 |

(令和4年5月16日揭示済)

## 和歌山市告示第211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号  | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所                 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類       | 廃止年月日     |
|------------|-------------------------------------------------|------------------------------------|---------------|-----------|
| 3070108984 | 株式会社夢の里<br>和歌山市岩橋1504-4<br>平松義生<br>和歌山市岩橋1504-4 | デイサービスばらの園<br>和歌山市岩橋1504-4         | 地域密着型<br>通所介護 | 令和4年4月23日 |
| 3090101209 | 一般社団法人たいさんぼく<br>和歌山市満屋260番地<br>芹生健作             | デイサービスセンター<br>たいさんぼく<br>和歌山市満屋260番 | 地域密着型<br>通所介護 | 令和4年4月30日 |

|                |                                               |                                |               |               |
|----------------|-----------------------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|
|                | 大阪府堺市堺区西湊町5-2-20                              | 地                              |               |               |
| 30901<br>01423 | 有限会社夢<br>和歌山市北出島150-4<br>西田富二男<br>和歌山市内原905-9 | デイサービスネバーラ<br>ンド<br>和歌山市鶴町56番地 | 地域密着型<br>通所介護 | 令和4年4<br>月30日 |

(令和4年5月16日揭示済)

**和歌山市告示第212号**

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号      | 事業者の名称又は氏名       | 事業所の名称及び所在地                                  | サービスの種類                    | 廃止年月日         |
|----------------|------------------|----------------------------------------------|----------------------------|---------------|
| 30701<br>08984 | 株式会社夢<br>の里      | デイサービスばらの園<br>和歌山市岩橋1504-4                   | 予防給付型通所サービス                | 令和4年4<br>月23日 |
| 30701<br>12143 | 株式会社夢<br>の里      | ヘルパーステーションシオン<br>和歌山市岩橋1504-4                | 予防給付型訪問サービス<br>生活支援型訪問サービス | 令和4年4<br>月23日 |
| 30701<br>03878 | 有限会社恵<br>万       | 和（なごみ）ヘルパーステーション<br>和歌山市小雑賀3丁目2-7 アブリリアM201号 | 予防給付型訪問サービス<br>生活支援型訪問サービス | 令和4年4<br>月30日 |
| 30701<br>06459 | 社会福祉法<br>人弘心会    | ほうらい苑デイサービスセンター<br>和歌山市新和歌浦2-9               | 予防給付型通所サービス                | 令和4年4<br>月30日 |
| 30901<br>01209 | 一般社団法人<br>たいさんぼく | デイサービスセンターたいさんぼく<br>和歌山市満屋260番地              | 予防給付型通所サービス                | 令和4年4<br>月30日 |
| 30901<br>01423 | 有限会社夢            | デイサービスネバーランド<br>和歌山市鶴町56番地                   | 予防給付型通所サービス                | 令和4年4<br>月30日 |

(令和4年5月16日揭示済)

**和歌山市告示第213号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定をしたので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号      | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類 | 指定年月日        |
|----------------|-----------------|---------------------------------------------|---------|--------------|
| 30701<br>14149 | 合同会社紀ごころ        | Orange Heart<br>和歌山市関戸1丁目3-13 サイカプラザ<br>105 | 訪問介護    | 令和4年<br>5月1日 |

(令和4年5月16日揭示済)

**和歌山市告示第214号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。



令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号      | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所                   | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類   | 指定年月日        |
|----------------|---------------------------------------------------|---------------------------------|-----------|--------------|
| 30901<br>01597 | 社会福祉法人弘心会<br>和歌山市新和歌浦2番9号<br>西村佳寿美<br>和歌山市中之島1745 | ほうらい苑デイサービスセンター<br>和歌山市新和歌浦2番9号 | 地域密着型通所介護 | 令和4年<br>5月1日 |

(令和4年5月16日掲示済)

**和歌山市告示第215号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号      | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類     | 指定年月日        |
|----------------|-----------------|---------------------------------------------|-------------|--------------|
| 30701<br>14040 | Lilac合同会社       | ヘルパーステーションLilac<br>和歌山市冬野1381番地9            | 生活支援型訪問サービス | 令和4年<br>5月1日 |
| 30701<br>14149 | 合同会社紀ごころ        | Orange Heart<br>和歌山市関戸1丁目3-13 サイカ<br>プラザ105 | 予防給付型訪問サービス | 令和4年<br>5月1日 |
| 30901<br>01597 | 社会福祉法人弘心会       | ほうらい苑デイサービスセンター<br>和歌山市新和歌浦2番9号             | 予防給付型通所サービス | 令和4年<br>5月1日 |

(令和4年5月16日掲示済)

**和歌山市告示第216号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号              | 事業所の名称      | 事業所の所在地  | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称  | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日     | 廃止年月日     |
|--------------------|-------------|----------|---------|--------------|---------|----------------|-----------|-----------|
| 3010<br>1234<br>08 | デイサービスネーランド | 和歌山市駕町56 | 生活介護    | 特定なし         | 有限会社 社夢 | 和歌山市北出島150-4   | 令和2年11月1日 | 令和4年4月30日 |

(令和4年5月16日掲示済)

**和歌山市告示第217号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号              | 事業所の名称                  | 事業所の所在地                   | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称                      | 事業者の主たる事務所の所在地                   | 指定年月日            | 指定の有効期限                |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|---------|--------------|-----------------------------|----------------------------------|------------------|------------------------|
| 3010<br>1218<br>40 | パンダ<br>ファミリー            | 和歌山市<br>小倉13<br>0-2       | 生活介護    | 特定なし         | 特定非営<br>利活動法<br>人パンダ<br>作業所 | 和歌山市小倉<br>130-2                  | 令和4<br>年5月<br>1日 | 令和1<br>0年4<br>月30<br>日 |
| 3010<br>1238<br>87 | トラス<br>トマイ<br>ンド和<br>歌山 | 和歌山市<br>島橋東ノ<br>丁2-2<br>2 | 重度訪問介護  | 特定なし         | 株式会社<br>トラスト<br>マインド        | 大阪府大阪市<br>平野区加美鞍<br>作2-16-<br>18 | 令和4<br>年5月<br>1日 | 令和1<br>0年4<br>月30<br>日 |

(令和4年5月16日揭示済)

## 【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年5月6日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                                                                     | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 和歌山市直川字堂ノ平1061番1の一部、1061番4の一部、1061番5、1062番4の一部、1062番6、1062番9の一部、1064番1、1066番1の一部、1066番3、1074番、1075番、里道 | 和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階<br>ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社<br>代表取締役 山田 茂 |
| 和歌山市小雑賀字中浜畑631番、631番1、632番、633番、634番、635番4、字西浜畑642番、里道                                                 | 和歌山市十一番丁10番地 Jamビル<br>株式会社アクティブマドリード<br>代表取締役 依岡善明            |

(令和4年5月6日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき公開による意見の聴取を行いますので、利害関係者で意見のある方はお越してください。

令和4年5月6日

和歌山市長 尾花正啓

- 意見の聴取の日時 令和4年5月12日（木曜日）  
午後7時00分から午後7時30分まで
- 意見の聴取の場所 和歌山市砂山南2丁目1番4号  
和歌山市役所砂山連絡所 2階
- 意見の聴取に付すべき事項 次の建築基準法第48条第3項ただし書の規定による建築許可

| 用途          | 申請人                          | 建築場所               | 工事種別<br>構造・規模                |
|-------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 事務所（研究センター） | 和歌山市小松原通丁目1番地<br>和歌山県知事 仁坂吉伸 | 和歌山市砂山南3丁目271番3の一部 | 新築<br>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造<br>地上4階 |

(令和4年5月6日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。  
令和4年5月9日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日<br>指定番号         | 地名地番                         | 申請者住所氏名                                   | 道路幅員×延長<br>総延長         |
|-----------------------|------------------------------|-------------------------------------------|------------------------|
| 令和4年5月2日<br>和建指第2688号 | 和歌山市新在家字<br>得津97番2、1<br>05番2 | 和歌山市餌差町1丁目36番地<br>紀の国住宅株式会社<br>代表取締役 林 裕介 | 6.00m×33.22m<br>33.22m |

（令和4年5月9日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。  
令和4年5月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日<br>指定番号         | 地名地番                                                         | 申請者住所氏名                                       | 道路幅員×延長<br>総延長         |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------|
| 令和4年5月6日<br>和建指第2705号 | 和歌山市紀三井寺字樋先畑<br>233番4、233番6、<br>233番7、233番8、<br>毛見字出口1107番23 | 和歌山市六十谷35番<br>地10<br>サイトラスト株式会社<br>代表取締役 大平完介 | 6.00m×39.54m<br>39.54m |

（令和4年5月10日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

- (1) 業務名 樹木等処分委託 三田地区田尻から三田地区和田まで
- (2) 業務場所 和歌山市田尻地内から和田地内まで
- (3) 業務概要 除草工 一式（面積4,490㎡、春季・夏季・秋季1回ずつ）
- (4) 履行期間 200日間
- (5) 予定価格 3,997,400円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、土木工事業の登録がされていること。
- (3) 土木工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たしているものに限る。
  - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、土木工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 土木関係業種の受注制限数に達していないこと。

(5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては土木工事業に係る総合点数が300点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては土木工事業に係る総合点数が300点以上685点未満であること。

(6) 主たる営業所（本社・本店）又は和歌山市内の営業所の所在地が次に掲げる行政区域（和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和43年規則第1号）第2条の支所及び連絡所の所管区域をいう。）のいずれかの区域内であること。

ア 岡崎、西山東、東山東、城北、広瀬、芦原、宮前、三田

(7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

(8) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

(9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同様以上の資格を有する土木工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### 3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から

令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午前10時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

### 5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

### 6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) 受注制限について

土木関係業種の受注制限対象とする。

(11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年5月16日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

- (1) 業務名 樹木等処分委託 野崎地区福島から紀伊地区府中まで
- (2) 業務場所 和歌山市福島地内から府中地内まで
- (3) 業務概要 除草工 一式（面積2,920㎡、春季・秋季1回ずつ）
- (4) 履行期間 200日間
- (5) 予定価格 1,805,100円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、土木工事業の登録がされていること。
- (3) 土木工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たしているものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、土木工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 土木関係業種の受注制限数に達していないこと。

(5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては土木工事業に係る総合点数が300点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては土木工事業に係る総合点数が300点以上685点未満であること。

(6) 主たる営業所（本社・本店）又は和歌山市内の営業所の所在地が次に掲げる行政区域（和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和43年規則第1号）第2条の支所及び連絡所の所管区域をいう。）のいずれかの区域内であること。

ア 西脇、加太、有功、直川、湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見、西和佐、和佐、小倉、川永、山口、紀伊、本町、大新、新南、宮、宮北、四箇郷、中之島

(7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

(8) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

(9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する土木工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### 3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から

令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午前10時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

### 5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

### 6 その他

- (1) 前払い制度  
適用しない。
- (2) 部分払い制度  
適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。
- (3) 議会の議決  
不要である。
- (4) 入札保証金  
不要である。
- (5) 契約保証金  
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 低入札価格調査基準価格の設定  
無し
- (7) 最低制限価格の設定  
有り
- (8) 契約書作成の要否  
必要である。
- (9) 入札の無効  
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (10) 受注制限について  
土木関係業種の受注制限対象とする。
- (11) その他  
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年5月16日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

- (1) 業務名 樹木等処分委託 直川地区直川
- (2) 業務場所 和歌山市直川地内
- (3) 業務概要 除草工 一式（面積2,100㎡、春季・秋季1回ずつ）
- (4) 履行期間 200日間
- (5) 予定価格 1,356,300円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、土木工事業の登録がされていること。
- (3) 土木工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する

権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たしているものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、土木工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 土木関係業種の受注制限数に達していないこと。

(5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては土木工事業に係る総合点数が300点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては土木工事業に係る総合点数が300点以上685点未満であること。

(6) 主たる営業所（本社・本店）又は和歌山市内の営業所の所在地が次に掲げる行政区域（和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和43年規則第1号）第2条の支所及び連絡所の所管区域をいう。）のいずれかの区域内であること。

ア 西脇、加太、有功、直川、湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見

(7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

(8) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

(9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する土木工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### 3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から

令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午前11時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

### 5 入札の取りやめ



入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

## 6 その他

### (1) 前払い制度

適用しない。

### (2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

### (3) 議会の議決

不要である。

### (4) 入札保証金

不要である。

### (5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

### (6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

### (7) 最低制限価格の設定

有り

### (8) 契約書作成の要否

必要である。

### (9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

### (10) 受注制限について

土木関係業種の受注制限対象とする。

### (11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年5月16日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

(1) 業務名 和歌山市あいあいセンター空調設備更新工事設計業務

(2) 業務場所 和歌山市小人町29番

(3) 業務概要 和歌山市あいあいセンター（福祉交流館及び男女共生推進センター）空調熱源機器及び関連機器の改修設計業務

(4) 履行期間 140日間

(5) 予定価格 3,234,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 業務形態 単体業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築関係建設コンサルタントの登録がされている者であること。

- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (4) 令和3・4年度登録において、次に掲げるいずれかの基準を満たしていること。
- ア 和歌山市内に所在する主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）を有していること。
- イ 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公告日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ、令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。
- (5) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（主な内容が建築物に係る設計業務であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体
- イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等
- (6) 一級建築士又は二級建築士と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。

### 3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所
- 方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。
- 入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から  
令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで  
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。
- 開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後1時00分から
- 場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。
- 提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで
- 場所 共通入札説明書2に同じ。
- 方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約条項を示す期間及び場所
- 期間 公告日から入札日まで
- 場所 和歌山市役所 建設総務課

### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑
- 質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

### 5 入札参加者が1者の場合の取扱い

入札参加者が1者の場合も、入札を有効なものとする。

### 6 その他

- (1) 前払い制度
- 適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。
- (2) 部分払い制度
- 適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。
- (3) 議会の議決
- 不要である。
- (4) 入札保証金
- 不要である。

- (5) 契約保証金  
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 最低制限価格の設定  
有り
- (7) 契約書作成の要否  
必要である。
- (8) 入札の無効  
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (9) その他  
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年5月16日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

- (1) 業務名 三沢第4団地外壁改修その他工事設計業務
- (2) 業務場所 和歌山市三沢町3丁目12番
- (3) 業務概要 鉄筋コンクリート造 8階建 64戸 延べ面積6,083.23㎡  
・外壁改修及び塗装改修工事設計 一式 ・共用部照明設備改修工事設計 一式  
・屋上防水改修工事設計 一式 ・屋上給水設備改修工事設計 一式  
・既設カーテンウォール改修工事設計 一式 ・その他附属建物（集会所含む）の改修工事設計等 一式 ・アスベスト調査（6検体） 一式
- (4) 履行期間 120日間
- (5) 予定価格 2,635,600円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 業務形態 単体業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築関係建設コンサルタントの登録がされている者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (4) 令和3・4年度登録において、和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。
- (5) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（主な内容が建築物に係る設計業務であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。  
ア 国又は地方公共団体  
イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等
- (6) 一級建築士又は二級建築士と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。

## 3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から  
令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後1時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

- (4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

#### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり

- (2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

#### 5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

#### 6 その他

- (1) 前払い制度

適用しない。

- (2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

- (3) 議会の議決

不要である。

- (4) 入札保証金

不要である。

- (5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

- (6) 最低制限価格の設定

有り

- (7) 契約書作成の要否

必要である。

- (8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

- (9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年5月16日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

- (1) 業務名 岩橋第5団地外壁塗装改修外工事設計業務
- (2) 業務場所 和歌山市岩橋1346
- (3) 業務概要 建物概要 鉄筋コンクリート造壁式構造 2階建 3戸連 延べ面積224.82㎡/棟 2棟 2戸連 延べ面積149.88㎡/棟 3棟  
業務概要 ・外壁改修及び塗装改修工事設計 一式 ・屋上防水改修工事設計 一式 ・その他付属建物の改修工事設計等 一式 ・アスベスト含有調査（4検体） 一式
- (4) 履行期間 90日間
- (5) 予定価格 1,157,200円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 業務形態 単体業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築関係建設コンサルタントの登録がされている者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (4) 令和3・4年度登録において、和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。
- (5) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（主な内容が建築物に係る設計業務であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。
  - ア 国又は地方公共団体
  - イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等
- (6) 一級建築士又は二級建築士と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。

## 3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
  - (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所  
方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。  
入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から  
令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで  
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。  
開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後2時00分から  
場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
  - (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。  
提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで  
場所 共通入札説明書2に同じ。  
方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
  - (4) 契約条項を示す期間及び場所  
期間 公告日から入札日まで  
場所 和歌山市役所 建設総務課
- 4 仕様書、図面等の見積用設計図書
- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
  - (2) 見積用設計図書についての質疑  
質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

## 5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

## 6 その他

## (1) 前払い制度

適用しない。

## (2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

## (3) 議会の議決

不要である。

## (4) 入札保証金

不要である。

## (5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

## (6) 最低制限価格の設定

有り

## (7) 契約書作成の要否

必要である。

## (8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

## (9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年5月16日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

## (1) 業務名 扇の芝建物移転等補償調査業務委託その2

## (2) 業務場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁67番

## (3) 業務概要 建物調査 一式、附帯工作物調査 一式、営業調査 一式、動産調査 一式、その他通損に関する調査 一式、消費税等調査 一式

## (4) 履行期間 90日間

## (5) 予定価格 2,949,100円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

## (6) 業務形態 単体業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

## (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

## (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、補償関係コンサルタントの登録がされている者であること。

## (3) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に

掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受けていること。

(4) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（物件又は営業補償・特殊補償が含まれた補償調査業務を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等

(5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。

ア 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年建設省告示第1341号）による物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理者

イ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第14条に基づく補償業務管理士台帳に登録された物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理士

### 3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から

令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後2時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

### 5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

### 6 その他

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

- (4) 入札保証金  
不要である。
- (5) 契約保証金  
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 最低制限価格の設定  
有り
- (7) 契約書作成の要否  
必要である。
- (8) 入札の無効  
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (9) その他  
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年5月16日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

- (1) 業務名 扇の芝建物移転等補償調査業務委託その1
- (2) 業務場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁68番1
- (3) 業務概要 建物調査 一式、建物等の法令適合性の調査 一式、附帯工作物調査 一式、営業調査 一式、居住者調査 一式、動産調査 一式、その他通損に関する調査 一式、消費税等調査 一式
- (4) 履行期間 90日間
- (5) 予定価格 2,411,200円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 業務形態 単体業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、補償関係コンサルタントの登録がされている者であること。
- (3) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
- ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
- イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
- ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受けていること。
- (4) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（物件又は営業補償・特殊補償が含まれた補償調査業務を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体



- イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等
- (5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。
- ア 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年建設省告示第1341号）による物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理者
- イ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第14条に基づく補償業務管理士台帳に登録された物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理士
- 3 入札手続等
- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所  
方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。  
入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から  
令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで  
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。  
開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後3時00分から  
場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。  
提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで  
場所 共通入札説明書2に同じ。  
方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約条項を示す期間及び場所  
期間 公告日から入札日まで  
場所 和歌山市役所 建設総務課
- 4 仕様書、図面等の見積用設計図書
- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑  
質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで
- 5 入札の取りやめ  
入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。
- 6 その他
- (1) 前払い制度  
適用しない。
- (2) 部分払い制度  
適用しない。
- (3) 議会の議決  
不要である。
- (4) 入札保証金  
不要である。
- (5) 契約保証金  
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 最低制限価格の設定  
有り
- (7) 契約書作成の要否  
必要である。
- (8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年5月16日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

1 業務概要

- (1) 業務名 有本中島線建物移転等補償調査業務委託その2
- (2) 業務場所 和歌山市黒田字大西195番8外
- (3) 業務概要 附帯工作物調査 一式、その他通損に関する調査 一式、消費税等調査 一式
- (4) 履行期間 120日間
- (5) 予定価格 2,072,400円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 業務形態 単体業務

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、補償関係コンサルタントの登録がされている者であること。
- (3) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
  - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
  - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
  - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受けていること。
- (4) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（物件又は営業補償・特殊補償が含まれた補償調査業務を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。
  - ア 国又は地方公共団体
  - イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等
- (5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。
  - ア 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年建設省告示第1341号）による物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理者
  - イ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第14条に基づく補償業務管理士台帳に登録された物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理士

3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から  
令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後3時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

- (4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

#### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり

- (2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

#### 5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

#### 6 その他

- (1) 前払い制度

適用しない。

- (2) 部分払い制度

適用しない。

- (3) 議会の議決

不要である。

- (4) 入札保証金

不要である。

- (5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

- (6) 最低制限価格の設定

有り

- (7) 契約書作成の要否

必要である。

- (8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

- (9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年5月16日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 業務概要

- (1) 業務名 有本中島線建物移転等補償調査業務委託その1（再算定）
- (2) 業務場所 和歌山市納定35番5外
- (3) 業務概要 建物調査（再算定） 一式、附帯工作物（再算定） 一式、機械設備（再算定） 一式、営業調査（再調査・再算定） 一式、動産調査（再算定） 一式、その他通損に関する調査（再算定） 一式、消費税等調査 一式
- (4) 履行期間 90日間
- (5) 予定価格 1,966,800円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 業務形態 単体業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、補償関係コンサルタントの登録がされている者であること。
- (3) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
  - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
  - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
  - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受けていること。
- (4) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（物件又は営業補償・特殊補償が含まれた補償調査業務を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。
  - ア 国又は地方公共団体
  - イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等
- (5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。
  - ア 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年建設省告示第1341号）による物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理者
  - イ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第14条に基づく補償業務管理士台帳に登録された物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理士

## 3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所  
方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。  
入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から  
令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで  
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。  
開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後4時00分から  
場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 最低制限価格の設定

有り

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年5月16日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

1 業務概要

(1) 業務名 有本中島線建物移転等補償調査業務委託その3（再算定）

(2) 業務場所 和歌山市納定42番16外

(3) 業務概要 建物調査（再算定） 一棟、附帯工作物調査（再算定） 一式、動産調査（再算定） 一式、その他通損に関する調査（再算定） 一式、消費税等調査 一式

(4) 履行期間 60日間

(5) 予定価格 774,400円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

## (6) 業務形態 単体業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、補償関係コンサルタントの登録がされている者であること。
- (3) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
  - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
  - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
  - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受けていること。
- (4) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（物件又は営業補償・特殊補償が含まれた補償調査業務を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。

## ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等

- (5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。

ア 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年建設省告示第1341号）による物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理者

イ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第14条に基づく補償業務管理士台帳に登録された物件又は営業補償・特殊補償に係る補償業務管理士

## 3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり

- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年5月24日（火） 午前8時00分から

令和4年5月26日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年5月27日（金） 午後4時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年5月30日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

- (4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

## 4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり

- (2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年5月19日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 最低制限価格の設定

有り

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年5月16日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年5月16日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名      |
|-------------------------|-----------------------|
| 和歌山市山東中宇中上162番3、163番の一部 | 和歌山市山東中214番地2<br>高塚栄吾 |

(令和4年5月16日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第10号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月11日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

1 日時 令和4年5月16日（月）午前10時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

**3 案件**

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
- (3) ポスター掲示場の設置場所について
- (4) 和歌山市長選挙啓発スローガンの選定について
- (5) 和歌山市長選挙啓発ポスターの選定について

(令和4年5月11日揭示済)

---

**【 教育委員会告示 】****和歌山市教育委員会告示第7号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年5月16日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和4年5月19日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室

**3 事案**

- (1) 令和3年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について
- (2) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 令和5年度和歌山市立幼稚園教員採用選考検査実施について
- (5) 令和5年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員の委嘱及び任命について
- (6) 中学校全員給食に向けての最適な学校給食実施方式の決定について
- (7) その他

(令和4年5月16日揭示済)

---

**【 農業委員会公告 】**

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年5月10日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績

- 1 開催日時  
令和4年5月13日 13時00分
- 2 開催場所  
和歌山市農業委員会事務局会議室
- 3 審議案件
  - (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (2) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
  - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 事業計画変更申請に対する意見について



- (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
 (6) 農用地利用集積計画について

(令和4年5月10日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年5月13日

和歌山市農業委員会  
 会長 谷河 績  
 (令和4年5月13日揭示済)

## 【 企 業 局 告 示 】

### 和歌山市企業局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和4年5月13日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

| 事業者                                         | 事業所の名称     | 事業所の所在地              | 指定年月日         | 登録番号  |
|---------------------------------------------|------------|----------------------|---------------|-------|
| 東京都港区虎ノ門1丁目3番1号<br>株式会社キンライサー<br>代表取締役 森 崇伸 | 株式会社キンライサー | 東京都港区虎ノ門<br>1丁目3番1号  | 令和4年4<br>月8日  | 第626号 |
| 和歌山市和歌浦東2丁目7番36号<br>株式会社酒井設備<br>代表取締役 酒井敏郎  | 株式会社酒井設備   | 和歌山市和歌浦東<br>2丁目7番36号 | 令和4年4<br>月12日 | 第627号 |

(令和4年5月13日揭示済)

### 和歌山市企業局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和4年5月13日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

| 事業者                              | 事業所の名称 | 事業所の所在地              | 廃止届出年月日       | 登録番号      |
|----------------------------------|--------|----------------------|---------------|-----------|
| 和歌山市和歌浦東2丁目7番36号<br>酒井設備<br>酒井敏郎 | 酒井設備   | 和歌山市和歌浦東<br>2丁目7番36号 | 令和4年4月1<br>2日 | 第246<br>号 |

(令和4年5月13日揭示済)

## 【 正 誤 】

令和4年3月31日付け和歌山市公報号外第7号中

| ページ | 行       | 誤           | 正            |
|-----|---------|-------------|--------------|
| 5   | 下から24行目 | (令和4年法律第 号) | (令和4年法律第38号) |
| 8   | 下から18行目 | (令和4年法律第 号) | (令和4年法律第38号) |